

一般社団法人 SV リーグ

入会金年会費規程

第1条〔目的〕

本規程は、一般社団法人 SV リーグ（以下「SVL」という。）定款第7条に基づく入会金および年会費について定める。

第2条〔正会員の入会金および年会費〕

- (1) 正会員の入会金は金 1,000 万円とする。
- (2) 正会員は、SVL に入会することが確定した日の属する月の翌月末日までに入会金を SVL に対して納入しなければならない。
- (3) 正会員は、各シーズン（毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで）の年会費として金 2,000 万円を当該シーズンに属する 7 月末日（末日が土日祝日に当たるときは前営業日）までに SVL に対して納入しなければならない。
- (4) 正社員が複数のバレーボールチームを有し、かつそのいずれもが SV.LEAGUE に属する場合、第 1 項および第 3 号は当該チーム数を乗じる金額とする。

第3条〔賛助会員の入会金および年会費〕

- (1) 定款第 5 条第 1 項第 1 号に定める賛助会員の入会金は金 0 円とする。
- (2) 賛助会員は、以下に定める年会費を SVL の指定に従って納入するものとする。
 - ① 個人の賛助会員 金 10 万円×賛助口数
 - ② 法人の賛助会員 金 100 万円×賛助口数

第4条〔納入〕

- (1) 入会金および年会費は、SVL が指定する口座へ銀行振込にて納入しなければならない。なお振込手数料は会員負担とする。
- (2) SVL は、いかなることがあっても納入された入会金および年会費を返却しない。

第5条〔改正〕

本規程の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔旧規程の扱い〕

平成 17 年 9 月 1 日施行の「年会費規程」は、2024 年 4 月 8 日をもって廃止する。

第7条〔施行〕

本規程は2024年4月8日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年4月8日